

旧板橋宿まちづくりだより

第11号（最終号） 平成25年6月

発行：板橋区都市整備部市街地整備課

※地区計画の詳細な内容については、別冊のパンフレットをご覧ください。

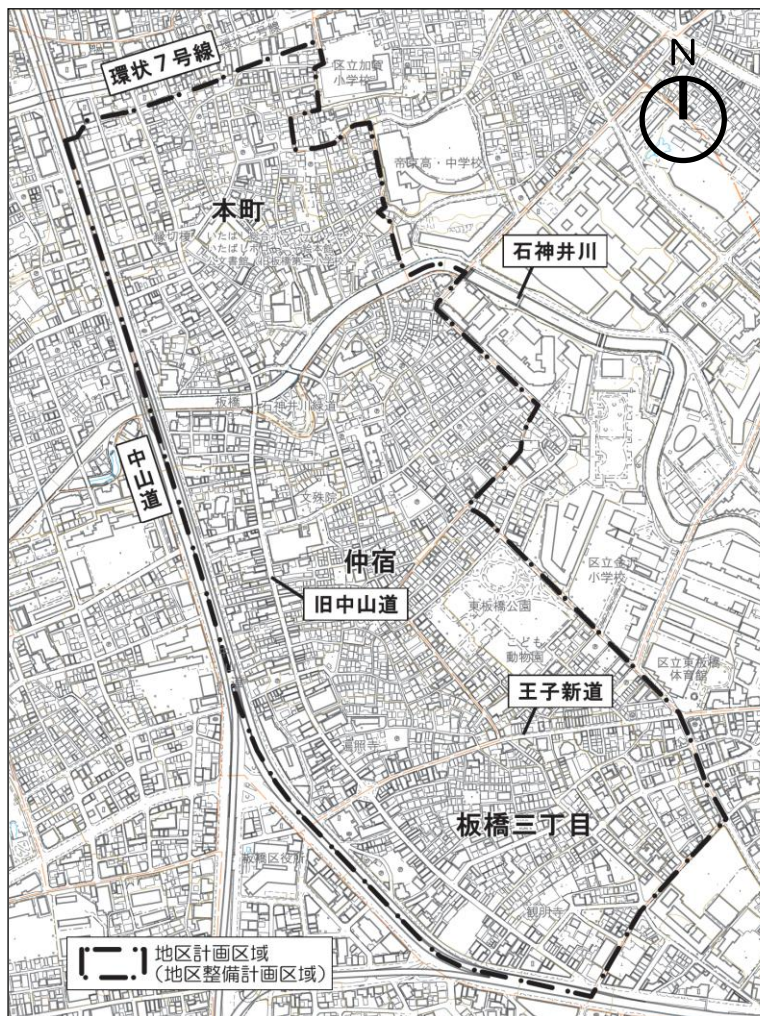
旧板橋宿周辺地区地区計画を都市計画決定し、告示・施行いたしました。

旧板橋宿周辺地区では、平成21年度から安心・安全に暮らせるまちの実現に向け、道路や建築物等のルールづくりについて検討を行ってきました。

約5年にわたる検討の結果、6月14日に旧板橋宿周辺地区地区計画を都市計画決定し、告示・施行いたしました。地元の皆さまには、これまで度重なる協議会やアンケート、ヒアリング等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

今後は、安心・安全に暮らせるまちの実現に向けて、皆さまと共に本地区計画によるまちづくりを進めていくこととなりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

<地区計画の対象区域図>



■名称

旧板橋宿周辺地区 地区計画

■区域

- ・板橋三丁目の全域
- ・仲宿の全域
- ・本町

（環状7号線の道路境界線より30mを超える南側の区域）

■面積

約64.4ha

建築条例の制定（予定）

平成25年第3回定例区議会で審議・議決を受け、平成25年11月に条例施行の予定です。

○地区計画の内容のうち特に重要な、「用途の制限」、「容積率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」及び「高さの最高限度」等の制限を、建築基準法に基づく条例で定める予定です。

○地区計画の届出・勧告のほか、建築基準法に基づく建築確認申請と検査でも担保され、より良いまちづくりが着実に進みます。

裏面では、地区計画の届出・手続についてご紹介しています。

地区計画の届出・手続の流れをご紹介します。

地区計画の区域内では、都市計画の告示日（平成25年6月14日）以降に、建物の建築（新築・増改築等）、工作物の築造など(注)を行う際は、工事着手の30日前までに区長に届出が必要です。（都市計画法第58条の2）

(注)届出の必要な行為

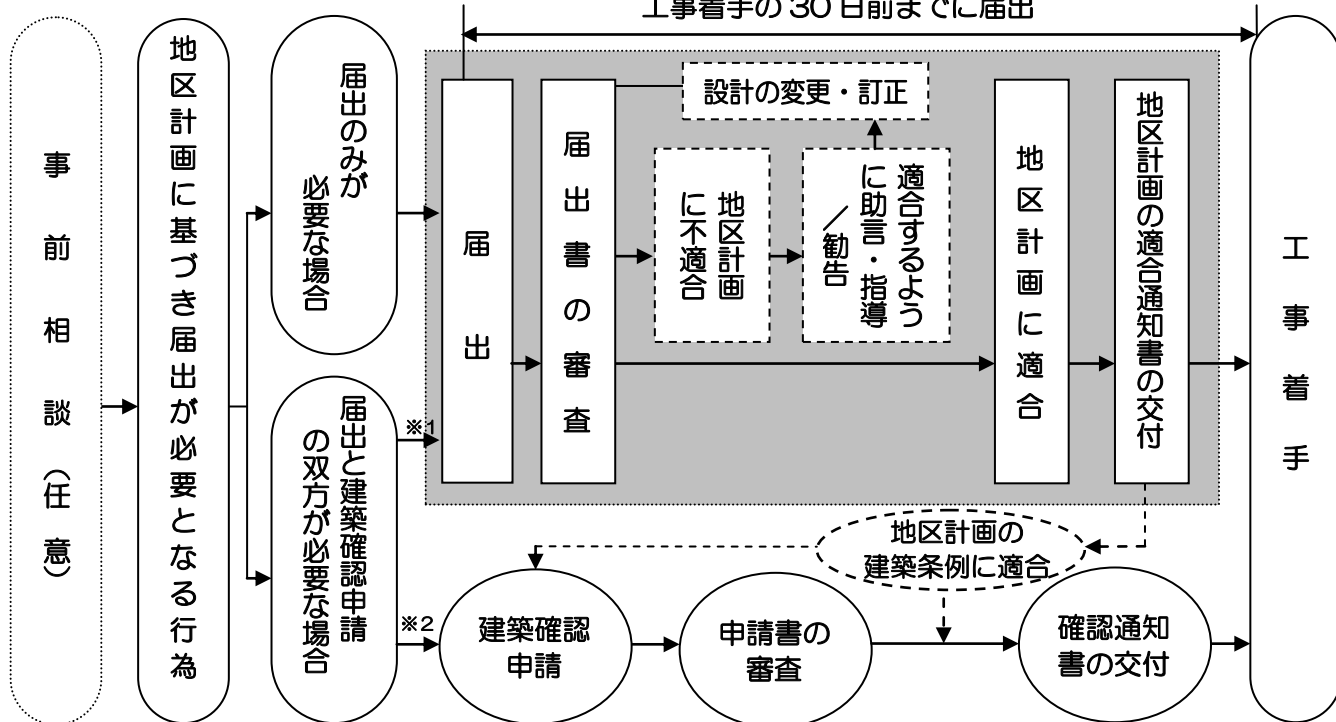
地区計画の区域内で届出が必要となる行為は次のとおりです。

- ①建築物の建築（新築、増改築、移転など）
- ②工作物の建設（広告塔などの広告物、擁壁の築造など）
- ③建築物の用途、形態又は意匠の変更（外壁の塗替えも含む）
- ④土地の区画・形質の変更（切土や盛土、道路や宅地の造成など）

<地区計画の届出・手続の流れ>

区は、届出の内容を審査し、「地区計画」に適合している場合は適合通知書を交付します。なお、地区計画に適合しない場合は、助言、指導又は勧告をすることがあります。

工事着手の30日前までに届出



※1 特例認定申請：建築物等の用途制限、高さの最高限度の特例認定を受ける場合、届出前に特例認定申請が必要となります。

※2 建築基準法68条5の5に基づく認定申請：前面道路幅員による容積率制限及び道路斜線制限の緩和を受ける場合、建築確認申請前に認定申請が必要となります。

地区計画の届出に関する窓口

板橋区 都市整備部 都市計画課 まちづくり計画担当係

窓口：仮庁舎（MSビル）6階 直通電話：03 - 3579 - 2553

旧板橋宿周辺地区のまちづくりに関するお問い合わせ

板橋区 都市整備部 市街地整備課 住環境整備計画グループ

窓口：仮庁舎（MSビル）7階 直通電話：03 - 3579 - 2562